



島根県報

令和5年3月22日（水）

第 397 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱の一部改正	(総務事務センター)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	(")	2
保安林の指定の解除	(")	4
保安林の指定施業要件の変更	(")	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	(")	5

【公 告】

基本測量の実施	(技 術 管 理 課)	5
基本測量の終了（2件）	(")	6
公共測量の終了（2件）	(")	6

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	7
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	(")	11
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	(特別支援教育課)	11

【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(学 校 企 画 課)	11
-----------------------	-------------	----

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	16
人事記録に関する規則の一部を改正する規則	(")	16
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	(")	17
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(")	17

【正 誤】

令和4年10月25日付け島根県報第357号中	(教育庁総務課)	18
------------------------	----------	----

告 示

島根県告示第202号

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第4項中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

島根県告示第203号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町梶福留2051-17、2051-18、2052-8
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第204号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
-

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第205号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸山達也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字杉戸3862-2、3863-2、3864-3から3864-6

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田844-6, 844-14, 844-15, 844-17, 844-18, 844-37, 845-16, 金城町小国イ868-10

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第208号

令和5年島根県告示第89号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町木都賀イ2656	稲垣 範明

島根県告示第209号

令和4年島根県告示第606号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市温泉津町今浦ハ1654-1	渡利 マサ
大田市温泉津町今浦ハ1664	原田 藤十郎

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年2月16日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間
令和4年4月12日から令和5年2月16日まで
- 3 作業地域
浜田市、邑智郡美郷町及び邑智郡邑南町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年1月10日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間
令和4年5月17日から令和5年1月10日まで
- 3 作業地域
益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月9日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和4年8月1日から令和5年3月9日まで
- 3 作業地域
津和野町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月9日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和4年11月10日から令和5年3月9日まで
- 3 作業地域
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第3号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の7の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

第10条の8 職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号。次項及び第3項において「高齢者部分休業条例」という。）第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を申請する場合は、高齢者部分休業承認申請書（様式第4号の17）を所属長に提出しなければならない。

2 職員は、高齢者部分休業条例第6条の規定により高齢者部分休業の休業時間の延長を申請する場合は、高齢者部分休業時間延長申請書（様式第4号の18）を所属長に提出しなければならない。

3 職員は、高齢者部分休業条例第7条第2項の規定により高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮を申し出る場合は、高齢者部分休業の承認取消・休業期間短縮申出書（様式第4号の19）を所属長に提出しなければならない。

4 所属長は、前3項に規定する申請書又は申出書の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならない。

第11条第1項中「第7条第1項に規定する期間」の次に「（同項ただし書の規定によりその期間が延長されたときは、その延長後の期間とする。）」を加える。

様式第4号の16の次に次の3様式を加える。

様式第4号の17 (第10条の8関係)

高齢者部分休業承認申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 島根県教育委員会教育長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申請者 所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日 (歳) </div>				
下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。				
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (申請者の定年退職日)			
2 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申請理由				

所属長の意見 (公務運営への 支障の有無等)	(所属名) (所属長職・氏名)
------------------------------	--------------------

- (注) 1 休業時間は5分単位で記載し、1週間当たりの休業時間の合計が19時間20分を超えないこと。
 2 申請理由は具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

様式第 4 号の18 (第10条の 8 関係)

高齢者部分休業時間延長申請書				
年 月 日				
島根県教育委員会教育長 様				
申請者 所 属 職 名 氏 名				
下記のとおり高齢者部分休業の休業時間の延長を申請します。				
1 休業時間 延長開始日	年 月 日 から 年 月 日 まで (申請者の定年退職日)			
2 延長後の 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申請理由				

所属長の意見 (公務運営への 支障の有無等)	<div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> (所属名) (所属長職・氏名) </div>
------------------------------	--

- (注) 1 休業時間は5分単位で記載し、1週間当たりの休業時間の合計が19時間20分を超えないこと。
 2 申請理由は具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

様式第4号の19 (第10条の8関係)

高齢者部分休業の承認取消・休業時間短縮申出書				
				年 月 日
島根県教育委員会教育長 様				
申出者 所 属 職 名 氏 名				
下記のとおり <input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の承認の取消し <input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の休業時間の短縮				
を申し出ます。				
1 承認の取消し又は 休業時間の短縮を受 けようとする日	年 月 日 から			
2 短縮後の休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申 出 理 由				
4 備 考				

所属長の意見 (公務運営への 支障の有無等)	(所属名) (所属長職・氏名)
------------------------------	------------------------

- (注) 1 休業時間の短縮を申し出る場合は、短縮後の休業時間を記載すること。
 2 申出理由は休業の承認の取消し又は休業時間の短縮の理由について具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第 4 号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 15 号中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第 4 条第 1 項第 11 号中「島根県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第 5 号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「小学部又は中学部に入学しなければならない学齢児童生徒（以下「特別支援学校就学義務者」という）を「認定特別支援学校就学者（学校教育法施行令第 5 条第 1 項に規定する認定特別支援学校就学者をいう。第 22 条及び第 28 条において同じ）」に改める。

第 22 条及び第 28 条第 1 項中「特別支援学校就学義務者」を「認定特別支援学校就学者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令**島根県教育委員会訓令第 1 号**

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 22 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（高齢者部分休業）

第17条の3 教職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号。次項及び第3項において「高齢者部分休業条例」という。）第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を申請する場合は、高齢者部分休業承認申請書（様式第7号の14）を所属長に提出しなければならない。

2 教職員は、高齢者部分休業条例第6条の規定により高齢者部分休業の休業時間の延長を申請する場合は、高齢者部分休業時間延長申請書（様式第7号の15）を所属長に提出しなければならない。

3 教職員は、高齢者部分休業条例第7条第2項の規定により高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮を申し出る場合は、高齢者部分休業の承認取消・休業時間短縮申出書（様式第7号の16）を所属長に提出しなければならない。

4 所属長は、前3項に規定する申請書又は申出書の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならない。

第18条第1項中「第8条第1項」の次に「又は職員の休日休暇条例第7条第1項」を、「期間（）」の次に「教育職員の休日休暇条例第8条第1項ただし書又は職員の休日休暇条例第7条第1項ただし書の規定により」を加え、「の延長が見込まれる」を「が延長された」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

様式第7号の13の次に次の3様式を加える。

様式第7号の14 (第17条の3関係)

高齢者部分休業承認申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 島根県教育委員会教育長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申請者 島根県立 学校 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日 (歳) </div>				
下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。				
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (申請者の定年退職日)			
2 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申請理由				

校長の意見 (公務運営への 支障の有無等)	島根県立 学校 校長 (氏名)
-----------------------------	--------------------

- (注) 1 休業時間は5分単位で記載し、1週間当たりの休業時間の合計が19時間20分を超えないこと。
 2 申請理由は具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

様式第7号の15 (第17条の3関係)

高齢者部分休業時間延長申請書				
年 月 日				
島根県教育委員会教育長 様				
申請者 島根県立				
職 名				
氏 名				
学校				
下記のとおり高齢者部分休業の休業時間の延長を申請します。				
1 休業時間 延長開始日	年 月 日 から 年 月 日 まで (申請者の定年退職日)			
2 延長後の 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申請理由				

校長の意見 (公務運営への 支障の有無等)	<div style="text-align: right; margin-top: 50px;"> 島根県立 学校 校長 (氏名) </div>
-----------------------------	--

- (注) 1 休業時間は5分単位で記載し、1週間当たりの休業時間の合計が19時間20分を超えないこと。
 2 申請理由は具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

様式第7号の16 (第17条の3関係)

高齢者部分休業の承認取消・休業時間短縮申出書				
年 月 日				
島根県教育委員会教育長 様				
申出者 島根県立 学校				
職 名				
氏 名				
下記のとおり				
<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の承認の取消し				
を申し出ます。				
<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の休業時間の短縮				
1 承認の取消し又は 休業時間の短縮を受 けようとする日	年 月 日 から			
2 短縮後の休業時間	毎日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	曜日	時 分～ 時 分	曜日	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分/週			
3 申 出 理 由				
4 備 考				
校 長 の 意 見				
島根県立 学校 校長 (氏名)				

- (注) 1 休業時間の短縮を申し出る場合は、短縮後の休業時間を記載すること。
 2 申出理由は休業の承認の取消し又は休業時間の短縮の理由について具体的に記載するとともに、当該理由を確認できる書類を添付すること。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「年次有給休暇」の次に「並びに第 3 条の表第14号及び第14号の 2 に規定する休暇」を加え、同条第 2 項中「、第12号、第14号及び第14号の 2」を「及び第12号」に改め、同条第 7 項及び第 8 項中「年次有給休暇」の次に「並びに第 3 条の表第14号及び第14号の 2 に規定する休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第 2 号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和29年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年島根県条例第30号。以下この項において「整備条例」という。）附則第 6 項、第 7 項又は第11項から第16項までの規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）の勤務記録の作成に当たっては、別表に定めるもののほか、次表に定める人事異動用語を用いるものとする。

人事異動の種類	意味
暫定再任用	整備条例附則第 6 項、第 7 項又は第11項から第16項までの規定により職員を採用する場合をいう。
更新	（暫定再任用） 整備条例附則第 8 項（整備条例附則第17項において準用する場合を含む。）の規定により暫定再任用の任期を更新する場合をいう。
変更	（勤務時間） 暫定再任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合をいう。

別表20変更の項中「繰り上げる場合」の次に「並びに同条例第11条に規定する異動期間の延長事由が消滅した場合において異動期間の期限を繰り上げる場合及び職員の定年等に関する規則（令和 4 年島根県人事委員会規則第23号）第12条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合」を加え、「法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項」に改め、同表21解除の項中

「

(任期)
再任用中の職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合をいう。

を

(異動期間)
法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職務上限年齢が職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない職員となった場合をいう。

に改め、同表31再任用の項を次のよ

うに改める。

31	異動期間延長	法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合をいう。
----	--------	--

別表中48満了の項を49満了の項とし、44臨時特命の項から47取消の項までを1項ずつ繰り下げ、同表43更新の項中

(再任用)
法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合をいう。

を削り、同項を同表44更新の項と

し、同表中42降格の項を43降格の項とし、32辞職の項から41昇格の項までを1項ずつ繰り下げ、31再任用の項の次に次の1項を加える。

32	定年前再任用	法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により職員を採用する場合をいう。
----	--------	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第3号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「年次有給休暇」の次に「並びに第3条の表第14号及び第14号の2に規定する休暇」を加え、同条第2項中「、第12号、第14号及び第14号の2」を「及び第12号」に改め、同条第7項及び第8項中「年次有給休暇」の次に「並びに第3条の表第14号及び第14号の2に規定する休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

島根県人事委員会規則第4号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (16) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会の定めるその子（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において2日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、4日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に2（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、4）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

第6条第2項第4号中「5日」を「3日」に、「10日」を「6日」に、「に5」を「に3」に、「、10」を「、6」に改める。

第7条第1項中「及び第9号」を削り、同条第3項中「前条第1項第9号の2」を「前条第1項第9号」に改め、「並びに同条第2項第4号及び第5号」を削り、「あっては、」の次に「1時間。ただし、当該職員の」を加え、同条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前条第1項第16号並びに同条第2項第4号及び第5号に規定する休暇の単位は1日、半日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、半日又は1時間。ただし、当該職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、これらの号に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第8条第1項中「及び第7号」を「、第7号、第12号及び第13号」に改め、「第1号、第2号及び」を削り、同条第2項中「1時間」の次に「若しくは半日」を加え、「第6条第2項第4号」を「第6条第1項第16号、同条第2項第4号」に改め、「第5号に規定する休暇」の次に「を日に換算する場合、」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第6条第1項第16号並びに同条第2項第4号及び第5号に規定する休暇のうち、半日を単位として与えられた休暇は、当該半日に割り振られた勤務時間の時間数に換算するものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

正

誤

令和4年10月25日付け島根県報第357号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から2	8,176円	8,178円